第１回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和３年１２月１０日（金）１３：００～１６：１０ |
| 場所 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター　３階　大会議室 |
| 出席者 | ＜審議会委員・五十音順＞  江渕委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局　次長）  中　委員（税理士《近畿税理士会》）  間嶋委員（㈱日本政策金融公庫　国民生活事業本部大阪ビジネスサポートプラザ　所長）  松田委員（大阪学院大学商学部　准教授）  山口委員（立命館大学共通教育推進機構　教授）  ＜大阪府＞  片伯部課長・下田課長補佐・松本総括主査・久保田副主査 |
| 議題 | （１）会長の選任について  （２）申出NPO法人に関する審議について  （３）その他 |
| 【議事要旨】  （１）会長の選任について  （事務局）　審議会規則に基づき、会長については委員の互選により選出となる旨、説明。  ⇒互選により山口委員を会長に選出、全会一致で了承。規則に基づき、会長が江渕委員を  副会長に指名。全会一致で了承。  （２）-① 申出NPO法人（特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク）に関する審議について  （事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定基準に適合している旨を説明。  （委員）　法人に確認したい内容を整理。  　　　　　組織の運営と財務管理、協働の形態、活動の地域還元を確認。  【法人入室　ヒアリング】  出席者　特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク　理事　　　乾さん  　　　　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　　　　　経理担当　堀部さん    （法人）　資料に沿って、次のとおり法人概要・事業概要を説明  ○　当法人は96年に、大阪府域の障害のある人たちの就労支援をボトムアップしていこうという思いのもと、就労支援を行う機関、労働局及び大阪府等に呼びかけて、活動をスタートした。設立当時は、障がい者の就業は進んでおらず、在宅で働かれている方もたくさんいらっしゃった。そのような背景下、当法人が開始したインターンシップ事業が、その後、現在のトライアル雇用に繋がっていった。そのようなことを評価していただき、バリアフリー化推進功労者表彰を受賞した。  また大阪府の障がいのある方の層の就業相談体制が不十分であったため、大阪府から委託を受けて、府内の市町村の雇用相談事業を行ってきた。  ○　府内に１８ある「障害者就業・生活支援センター」と協力し、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っている。その他、障がいのある方々を熱心に受け入れている企業に対し研修を行う事業を独自で行っていたが、現在は府と協働で行っている。  「大阪の障がい者雇用を日本一にしていこう」というような掛け声のもと2001年に法人化した。障がい者の雇用率について大阪府は47都道府県中で下位にあるが、１番になろうというような意気込みで取り組んでいる。  ○　法人化されて20年経過した現在において、設立当初と比較して就業支援は進み、また支援の対象も変わり、我々の事業内容等も変化している。  今までは障がいのある方を対象にした就業支援を行ってきたが、今後は就業に課題がある方の就労支援という視点でも事業を展開していきたいと考えている。あくまで「就業支援」を行っていく。  ○　支援を要する学生インターンシップ支援事業では、特に障害者手帳の所有の有無にかかわらず、支援を行っている。例えば発達障がいの支援制度が創設された当時の方については今般、大学を卒業しようとしているが、このような方は従来より支援を受けてきているため、社会に出ていくときの段差がある。このような方への支援をスタートし、障がいのある方のみではなく、就業に困難を抱える方への就業支援ということで、学生あるいは引きこもりの方への就業支援事業を行っている。  もう１つは、就業支援の質を求めるという視点を持って活動しており、職場適応援助者養成研修の開講を行っている。これは国の事業ではあるが、支援を行う側の質を上げるという趣旨で、有料ではあるが年間2回実施し、修了生は1,600人を超える実績がある。  また、受入企業側の理解を進めるとともに、受入企業間の情報共有等を行い、困難な課題を企業間で相互に解決していく、企業間ネットワークを構築する事業も行っている。  さらに、障がいのある方たちは就業支援の事業所等に在籍しているところ、送り出す側の事業所間でもノウハウ等の情報共有を図っていくための事業を展開している。  なお、かつてヘレン・ケラーが関西に9月に来日したが、この来日をきっかけに身体障害者福祉法が制定されたことにちなんで、９月を障がいのある方の雇用支援月間としており、小学校等において障がい者の雇用に関連する基調講演等を行い啓発につなげる事業を行っている。  ○　他にも大阪府より就労移行等調整事業の委託を受けているものがあり、福祉の事業所で障がい者を支援する業務に携わる方々へのサポート事業を行っている。就労アセスメント事業をこれまでの3年間において行い、現在は次の段階として、就労移行等調整支援として、手引書を作成して福祉の支援事業者へ配布し、障がい者の雇用支援のアドバイザーとしてもサポート活動を行っている。  （委員）  ○　学生時代からインターンシップを通じて早くから就労支援を行うのは素晴らしいと考える。  コロナ禍での学生インターンシップについて、令和3年度の実施参加状況や期間中の様子、また、内定に繋がる事例についてはどのようなものなのかにつき、お聞きしたい。  （法人）  ○　コロナ禍で、令和2年度の学生インターンシップは全然駄目であった。学校も大変だったのであるが、候補者が18名ほどしかいなかった。これに対し、今年度は50人の希望者がいる。キャリアセンター等を通じて学生支援室に周知しており、昨年度比約3倍に増えたことから、やはりニーズは高いものだということを実感している。  インターンシップは3日から5日の間の日程で行っているところ、多くは5日の日程で行っている。  インターンシップ先については、障がい者雇用の経験がある団体に受け入れていただき、受け入れ先において、学生が成功体験をすることを期待している。  最終的に必ずフィードバックを行い、キャリアセンターと学校で共有する形で、学校にもお返ししており、フィードバックで評価をいただく仕組みは就業に繋げることに効果的であると感じているところであり、今年度は2人、内定をいただいている。  学生インターンシップのあと、団体からお声掛けがあったりして、正式にエントリーをして、採用に向けて進んでいくという形である。本年度は事務系で２名、昨年も２名雇用されている。雇用を目的としたものではないとはいえ、雇用につながっていることについては我々もうれしく思っている。  （委員）  ○　大阪府内の大学の各キャリアセンターと協働すれば、参加者も増えると思う。このような良い制度の周知方法があればと思う。受け入れ先企業と相談等し、雇用につながる仕組みになっていけば参加者も増えると思う。  （委員）  ○　法定雇用率をどのように達成するかという課題がある。就労支援事業を営利事業として行う法人もあるので、幅広い層で雇用のミスマッチが解消されることを期待している。  （委員）  ○　法定雇用率について、大阪府は下位層にあるということであるが、順位は上がっているのか。  受け入れ先企業を増やすために何か改革的なことを行っているのか。  （法人）  ○　順位はほとんど上がっていない。後ろから５番目または６番目。  府の就業促進課の中では、大阪独自に、障がい者の就労を支援する企業を増やす取り組みを行っている。  企業ネット事業部を中心に、全国障害者雇用事業者協会の集まりにも参加することで、法定雇用率未達成の企業に対し、セミナー等の活動を行っている。  （委員）  ○　連合大阪からの受託事業等はあるのか。  （法人）  ○　連合大阪主催で、相談事業部が「なんでも相談キャンペーン」という活動を行った。ティッシュ配りをして相談会を実施するものであるが、メディアにも取り上げられている。  （委員）  ○　寄附金のカウント方法を教えてほしい。  （法人）  ○　会費は、正会員と賛助会員、個人と法人に分類して集計している。  一定額の年会費を設定しており、この額を超える部分を寄附金としてカウントしている。  今後は、会員を増やしていき、法人の事業をより一層PRしてまいる。  （委員）  ○　条例指定制度はどのように知ったのか。  （法人）  ○　まずは認定NPO法人となることを目標にしていたが、事業報告の提出手続き等で要件を充足できなかった過去がある。  経年し、認定の要件を充足しつつある一方、寄附額及び寄附者人数要件をクリアできない中で、大阪市に認定相談をしているときに条例指定制度を紹介され、申し出を行うに至った。  （委員）  ○　NPO法人への融資をしている経験があるが、貴法人の活動年数や事業内容等から見ると、寄附や会費の収益は少ない。事業を継続して達成していくためには、資金を維持していく必要がある。  寄附等の収益をどのようにして増やすのか、クラウドファンディングや助成金などを活用していくことも検討していただければと思う。  条例指定を受けて寄附等を増やしていくためにも、活動内容を周知して賛同者を増やしていくことがよいと考える。  融資は返済義務があるため、最終手段と考えていただきたい。  （法人）  ○　活動に精いっぱいで、周知には力を注げていなかったので、今後は力を入れて取り組んでいきたい。  （委員）  ○　収益事業は行っていないのであれば、活動計算書に記載があるものはすべて非収益事業であるということ。  寄附者側の立場からすれば、例えば年一回のフォーラムにいくら費やしたかなど、事業ごとの収支計算報告を見たいと考えるが、現状の活動計算書はそうなっていない。  法人側からも、何にいくら費やしたかわかることで、活動の計画も立てやすくなり、例えばどれくらいの資金を集めればよいのか等、次年度以降の目安にもなると考える。会計について、充実させるべきと考える。  ○　法人からの説明では、あくまで「就労支援」であるから、障がい者とは言えないが就労困難者や引きこもりの方も対象に含むとの説明を受けたが、障がい者以外の引きこもりの方等、幅広い層への支援を行うということであるが、定款上は「障がい者」を対象の事業を行うように読める。  （委員）  ○　定款において「その他これらに付随する一切の事業」などの項目を追加いただくと、より広い取り組みが積極的に検討・展開できるだろう。その際、支援の対象についても、障がい者以外の就業困難者や引きこもりの方を含むという趣旨を示していくほうが適当ではないか。  ○　条例指定を受けた後の法人の展望をお聞かせ願いたい。  （法人）  ○　労働団体、行政機関、支援機関、企業等が一つに集まって事業をしているものはほぼ無いと考えている。そのため、我々の特徴を生かし、障がいの有無にかかわらず、就労困難という方を対象に様々な事業活動を展開していきたいと考えており、創意工夫を重ねていく所存である。  　　　会計についても、事業ごとの収支を組み、適切に管理していきたい。  　ホームページの更新についても力を入れたい。現状は会計事務や広報事務の担当者が不足しているので、条例指定を受け、資金を安定化させ、業務に従事する人数を増やしていきたい。  【法人退室、委員審議】  （委員）  ○　賛助会員を増やしていこうと考えていこうというのは分かったが、寄附も集めていかれたらいいのかなと思った。ホームページ上、寄附に関するページが設けられていなかった。この点も変えていくと良いと思う。  （委員）  ○　資金繰りを含め、内部体制がうまく構築できていないために、うまく情報発信ができていない状況。内部体制を強化できれば幅広く活動ができると考える。  （委員）  ○　若い方が入ってきていれば改革につながる。20年存続してきた経緯から過去の体質のままの部分については、チャレンジをしていくためにも、また、コロナ禍のような予想外の事態にも対応していくためにも、内部の改革を行っていくことが必要だろう。  ○　学生インターンシップについては、過去に支援を受けた者が支援を受けた後も関わっていけるような取り組みへの発展も可能である。専門分野以外でも、当事者の特性に合わせた就労環境の創造のために、会員の企業の方とのパートナーシップのもとで、事業運営のあり方や組織管理に関する次の一手を探っていくことも期待したい。  ○　要件を満たしているという前提のもと、各委員から意見をいただいているという認識でよろしいか。  （全委員）  ○　異議なし。  （委員）  ○　審議の結果、大阪障害者雇用支援ネットワークについては、大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を作成し、大阪府知事に提出してよろしいか。  （全委員）  ○　異議なし。  （２）-② 申出NPO法人（特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構）に関する審議について  （事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定基準に適合している旨を説明。  （委員）　法人に確認したい内容を整理。  　　　　　組織の運営と財務管理、協働の形態、活動の地域還元を確認。  【法人入室　ヒアリング】  出席者　特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構　　　　　　　　　理事　　　松本さん  　　　　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　　　　　経理担当　大塚さん    （法人）　資料に沿って、次のとおり法人概要・事業概要を説明  ○　平成11年に設立された法人で、いわゆるスラム街の貧困層への支援をきっかけに設立されたものである。  60年代後半から日雇労働者が、特に男性の方が集中する地域へと変化してきており、バブル経済期からは全国から日雇い労働者が集まってきた地域。  1991年にバブル経済の崩壊に伴い、1日の求人数が8000人であった状態が4000人に急減した。その結果、簡易宿泊所で生活していた方の約半数が、公園や河川敷での生活をせざるを得ない状況に陥っていった。そのため、公園に居住する方と地域住民とが対立関係になることや、野宿という生活によって雇用の不安定な状況が「見える化」してしまった。  当時の野宿生活者に話を聞くと、「仕事があったらこのような野宿をしていない」とおっしゃっていたことを踏まえ、野宿生活者のニーズを聞いたうえで、生活保護という形ではなく、就労支援をはじめとする社会参加を支援していこうという考えの下で様々な活動を行おうと考えた。国の緊急雇用対策等を行う時期でもあったので、契約を締結して雇用支援をしていくことを考えた結果、NPO法人格を取得したという経緯がある。  ○　野宿生活者のシェルターを設け、あいりん地区という小規模な範囲に約1000人の野宿生活者がシェルターに集まり生活支援を行ってきた。  ○　野宿生活者の多数は、働く意欲があり、生活保護受給は望んでいない。  ○　野宿生活者のための仕事作りということで、大阪府及び大阪市から清掃事業を受け、1日に200人規模で清掃業務に従事している。グラウンドの清掃や保育所の遊具の整備なども行うが、そこで働いている労働者の姿を住民が目にすることによって社会から受け入れられ、これが仕事への意欲に繋がっているため、社会との繋がりが非常に重要であることを感じている。単に働く場所ということではなく、孤立を防ぐ居場所としての意味があると考えながら、法人の運営をしてきている。  ○　相談者には、親の代から生活保護受給者であったという方もいる一方で、アルコール依存症などの依存症をお持ちの方、刑務所から出所した方など、さまざまな背景事情の方がいらっしゃる。そのような方は就労に結びつくことが困難な傾向が強く、伴走型の支援を20年代後半から行っている。例えば、依存症の方の通院に付き添ったり、お金の管理が苦手な方へは金銭の預かり及び家賃等の支払い代行を行っている。その過程で、１つの団体のみで活動していくことに限界を感じたため、いろいろな団体が集まり、知恵やノウハウを共有し、互いの強みを生かしながら活動をしていくことが非常に重要であると考えるに至った。その結果、地域の団体と協働し、活動の幅を広げていき、現在では若年の生活困窮者への支援活動も実現できるようになった。  今般のコロナ危機において、何か発展的に、あいりん地域に困窮した人が集まってくるのを待って支援するのではなく、ビッグイシューさんやHomeDoorさん等の他団体と協働し、SNSを活用する手法で情報を発信し、支援の範囲を大阪全体に広げていった。  　　　支援へのアクセス手法を工夫する過程で、経理等やコンプライアンスの推進や人権的な部分に対する配慮の必要性を強く感じている。  ○　コロナのワクチン接種にあたっても、民間の病院と連携を構築した結果、接種率は早い段階で７割を超えた。このように、連携をしていくことにより、野宿生活者の様々な支援を行うことができている。  （委員）  ○　第7条の付表１の役員等に対する報酬等の記載につき、１点確認させていただきたい。  役員名簿中の報酬の有無欄について、松本理事に対する報酬は「有」になっているのに対し、第７表付表１では、役員報酬を受けた者は理事長のみと記載がある。そうすると、松本さんは報酬ではなく事務局長としての給与が支払われていると捉えてよろしいか。  （法人）  ○　役員報酬はいただいておらず、事務的な作業として経理を行うなどに対する給与を受けている。  （委員）  ○　そうすると、実態は役員報酬が無いということであるから、今後の役員名簿の記載では、役員報酬の有無は実態を反映すべく「無」への修正をいただきたい。  （委員）  ○　事業報告書を拝見した。2019年度の寄附総額は少ないものの、2020年度はコロナ禍にあるにも関わらず寄附者が増えたようでその点は良いと考える。  　　　クラウドファンディングに取り組まれたことについて、これは共同型のものであるところ、どのような団体が主軸となって実施しているのか。  （法人）  ○　主軸の法人というのは無く、コロナ禍ということやテレビ放送の影響があり、賛同して寄附していただける方がどんどん集まっていった。そうは言うものの、メディアへの露出が多い、ビッグイシューさんやHomeDoorさんの影響も大きかったのだと思う。  （委員）  ○　クラウドファンディングで集まった寄附金は、関係団体間で分割しているのか。  （法人）  ○　分割はせず集まったお金は1本のものとして、他と分離して経理し、毎月、活用の経過報告を各団体に対して行っている。多くは緊急的な宿泊代に活用している。そのほか食費としても活用している。宿泊代に使用したい旨の申請を受け、支援機構が審査して支払っている。  （委員）  ○　申出書の寄附者数とクラウドファンディングの人数とを照合したときに人数が一致しないのだが、寄附者は匿名の方が多かったのか。また、高額な寄附者がいたのか。  （法人）  ○　寄附金額の方でいきますと、クラウドファンディング自体で集まったものは、700万と700万、計1400万というので間違いない。  READYFORというクラウドファンディングの会社とのタイアップ事業では、300万円の寄附金が集まるまでの間は村上財団の伴走的支援を受けられ、また一定額の寄附があれば同額を同団体が寄附する制度である。クラウドファンディングがスタートダッシュの時にお金が集まっているかどうかという点がポイントとなりますから、それを応援する仕組みがあります。したがって、７00万という寄附が集まったのであるが、プラス一定額の寄附があることにより、寄附額が700万円＋700万円ということになっている。  　　　また、2020年には、緊急食糧支援関係で、５０万円や、１００万円という支援額も含んでいる。人数について、クラウドファンディングにつきましては、リピーターの方々から何度も寄附を行っていただいており、複数回の寄附であっても１人とカウントしている。  （委員）  ○　生活に困窮する若者に対する支援の資金調達手段として、村上財団さん等と協働してクラウドファンディングを行うなど新しい取り組みを実施していくことは、とても良いと考える。コロナ禍で、若者に対する心強い支援になったと思う。  ○　今後はどのように資金調達を行うのかについて、来年以降の寄附金の充当先として、新しい事業だと思うのですが、総合支援型の居住支援事業はどのようなもので、これに対する資金調達についてどのように考えているのかを教えてほしい。  （法人）  ○　若い世代への居住支援の寄附金については、そろそろ尽きる。しばらくの計画としましては、3月ぐらいまでは少し内部留保を使いながら続けていく。4月以降、休眠預金２つを活用する。  　　　信頼資本財団での資金調達手段についても、提案をする。ただ、通らないという可能性もあり、2020年度に２つものクラウドファンディングに取り組んで組織的に疲弊した感があるので、休眠預金の活用がうまくいかなかった場合のことも考えながら、この1月2月3月において、資金調達ができるような組織作りというものを進めていきたいと考えている。次回は組織一丸になって、より良い形で取り組んでいきたい。  （委員）  ○　非常に事業規模が大きくて、びっくりした。  　　　ミッションを遂行していくためには、受託事業がないとなかなか厳しいのかなという印象。受託事業は継続できるものであるのか。その受託事業というのは、大阪市や府から降りてきているものなのか、それとも、法人が中心となって、こういう作業を作ってもらえないかっていう形で、市や府に依頼しているのか。  （法人）  ○　もともとは法人から市や府に対して提案を行っていた。今はこちらからの提案ではなく、府立高校や大阪市の各区役所から、「ここやってください」と依頼を受け、それをスケジュールに落とし込んでいる。  （委員）  ○　安定的に毎年受けられるものなのでしょうか。  （法人）  ○　受託事業が今後も同じような規模で続けられるという見込みは、私はないと思っています。  ホームレスの減少という問題もあり、シェルターの利用者規模も1000人前後でしたけれども、今は160人から170人程度という状況で、事業規模は縮小傾向。  　しかしながら、釜ヶ崎自体は元々の歴史的な部分で形成した規模が大きすぎて、いろんな時代の変化に合わせてインバウンドの方が増えたりとか、そういう形で変化はしていくのだが、元々の形が全くなくなるかといったらそうならないのは、規模が大きいためである。  今、外国人旅行者向けの簡易宿泊所やホテルみたいなものも多数あるが、同時に、日雇いの建設労働者ではない派遣労働者とかパートタイマーの方々が、釜ヶ崎に集まってきている。大阪市立大学の調査によると、これは、１月分のまとまった家賃の支払いや保証人を求められるなど、収入の不安定さがあるがゆえ、簡易宿泊所で過ごされる日雇い労働者以外の方の利用率が、日雇い労働者のそれを上回る現状があるということである。このように、時代に合わせた形で、住居不安定な方、就労が不安定な方の問題というのは、引き続いていくだろうと思う。  あいりん地域は、もともとＬＧＢＴの方が多数いらっしゃった地域で、そのような方がなぜあいりん地域に集まるかというと、血縁や地縁から切り離されて、流動的な生活形態の中で国民性が守られるということがありまして、このことは支援をしている中で分かってきたことである。よって、事業規模は縮小していくかもしれないが、多様化していくことが考えられるので、我々としては強固な組織になっていく必要がある。  指定管理の仕事ですとか、ホテルのベッドメイキング等、いろんなチャンスがあれば、業務を行わせていただくお願いをしている。規模は縮小するが、中身は強いというか必要なことができるような体質にしていく。  （委員）  ○　コロナで若い方への支援は増えましたか。  （法人）  ○　若者への支援は、シェルターの1割程度は30歳以下であったため、従前から行っている。コロナによる若者への支援数の増減は直接関係が無い。  （委員）  ○　昔の大阪城の周りは高齢者の方を多く見受けた。亡くなった方やその家族の方への対応は、支援機構が行っているのか。  （法人）  ○　身寄りがあった場合は家族の方にお知らせすることも相談員の業務。「ひと・はなプロジェクト」という高齢の生活保護受給者支援の取り組みがあるが、見送りの会として、みんなでお葬式という形で、身寄りのない方でも葬式の希望方式を事前に聞いておいて、みんなでお葬式を行っている。  （委員）  ○　高齢の生活保護受給者がいる限りこの事業はなくならないという点から、大変な事業だと思う。  （法人）  ○　相談事業については、例えば入院が必要な方が病院に行ってくれたら、私達はすごく安心するのですが、病院でよい思い出がないため、行きたがらない方もおられる。  （委員）  ○　そのような場合に備え、相談員への教育はどのように行っているのか。  （法人）  ○　特別な教育は行えていないが、事例を積み重ねる中で対応を学んでいるのが現状。研修や勉強会は必要であると思うため、年に数回勉強会を開催している。  （委員）  ○　時代の変化に伴い多様化が進むとともに、複数の事情が複雑に絡み合って生き辛さが生み出されていることを一連の説明などにより再確認した。  ○　多岐にわたる議論に及んだが、最後に追加で申し添えたいことがあればお示しいただきたい。  （法人）  ○　コロナで特別定額給付金のことやワクチンのことで時間もかかり、一方でいろいろな団体の協力をいただき、クラウドファンディングをしたことによって学ぶ機会が増えた。業務的には厳しいのではあるが、そこを今こそ、外部との接点を構築して学んでいきたいと思っている。条例指定ＮＰＯ法人への申し出を含め、これらを良い機会にして、もっと強く役割を果たしていきたい。  ○　支援機構単独では活動できないため、大阪府の地域の皆様の協力の下、ともに連携する団体の方とともによりよい社会を目指していきたいと考えている。  【法人退室、委員審議】  （委員）  ○　要件を満たしているという前提のもと、各委員から意見をいただいているという認識でよろしいか。  （全委員）  ○　異議なし。  （委員）  ○　審議の結果、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構については、大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を作成し、大阪府知事に提出してよろしいか。  （全委員）  ○　異議なし。  （３）その他  （事務局）今後の審議会のスケジュールについて説明。 | |